

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（１）大学・学科の設置理念

①大学

本学は、「教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与すること」を目的とし設置されている。

教員には教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術や指導能力など専門職としての高度の資質能力が求められる。これら高度の資質能力は、教育の伝統と創造を見すえた実践的な研究課題の設定及び解決に関する能力に裏打ちされ、学校の管理や運営に関する知見などの全体的、総合的観点に支えられているものでなくてはならない。

本学は、このような教員の資質能力の向上に対する社会的要請に応えるため、学校教育を中心とした理論的、実践的な教育・研究を進める「教員のための大学」、教育・研究に関して国の内外に「開かれた大学」、さらに教育実践の絶えざる改善・創造に向けて「発信する大学」としての特色を生かしつつ、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し、我が国の教育の一層の発展に寄与することを理念としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学大学院学校教育研究科人間発達教育専攻は、今日の多様化する学校教育の諸課題を踏まえ、教育学、心理学をはじめとする関連諸科学を基盤に、学校教育を核として生涯発達や家庭や地域との連携の視点を含んだ人間の発達教育に関する総合的な教育研究を推進することにより、教員等に対する高度な専門性と実践的指導力の育成から、実践力に優れた新任教員の養成まで、キャリアステージに応じた学校教育に関わる教育専門職を育成することを目的としている。

本学大学院学校教育研究科の修士課程では、2年以上（長期履修学生は3年以上）在学し、所定の単位を修得し、以下のような資質や能力を獲得することとしている。

- 優れた実践活動を創造するため、自らの教育実践・活動を客観的に省察し、理論の構築と探究を不断に行うことができる力
- 教育の背景となる理論や子どもの特性について総合的・専門的知識を有し、教育実践等に応用し課題解決を図ることができる力
- 教科等に関する幅広い知見を有し、理論知と実践知の融合を図ることができる力

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学は、教員養成の高度化を最重要課題とする中核的な機関として、学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標とし、教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次の使命（ミッション）を遂行する。

1. 「現職教員に対する高度な専門性と実践的指導力の育成」

現職教員に対し、教育現場の課題を踏まえた学びの場を提供することにより、専門職として高度な専門性と実践的指導力を育成する。

2. 「実践性に優れた新人教員及び心理専門職の養成」

豊かな教育環境を生かして、実践力と人間性に優れた新人教員を養成する。また、教育大学の特性を生かして、学校教育分野の心理専門職を養成する。

3. 「教育実践学の推進」

学校教育に関する理論と実践を融合した研究（「教育実践学」）を推進し、優れた研究者を養成する。

4. 「教師教育の先導的モデルの構築」

国内外の学校教育の課題やニーズを不断に捉え、新しいカリキュラムや教育方法を主体的に改善・開発することにより、教員養成・研修の先導的モデルとなる。

5. 「教育研究成果の国内外への発信」

教育と研究の成果を地域や広く国内外に発信し、学校の教育活動に生かす。

また、大学のビジョンとして、「教師教育のトップランナー」「学生の持てる力を最大限に引き出す大学」「成長し続ける大学」を示しており、教育研究において目指す方向を明確にし、本学の理念、目標の実現を目指す取組みを推進している。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学大学院学校教育研究科では、学校教育に関する理論と実践についての研究能力を持ち、実践の場における教育の推進者となる教員を養成するため、現職教員及び新人教員の学校教育に関する研究・研鑽の機会を確保し、学校教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、教育力・人間性に優れ、高い専門性を持つ教員並びに心理専門職を養成することを目的とした教育に資する理論と実践の融合を図るカリキュラムを編成している。

また、教員等の高度専門職業人としての力量形成を確かなものとするために、本学大学院の教員養成スタンダードを策定している。教員養成スタンダード（大学院）は、全コース共通の「基礎部分のスタンダード」と、各コース別の「専門性の実現に向けたスタンダード」の2つの枠組みで構成している。「基礎部分のスタンダード」では、本学学部の教員養成スタンダードの5領域をベースにしながら、教員としての専門性に必要な、基礎的な資質能力について15項目を設定し、学生は自己の持つ資質能力を大学院の学びで補強している。「専門性の実現に向けたスタンダード」では、各コースが養成する人材像やコースの方針・特性に応じて、コース毎に3項目を設定し、学生は所属コースの「専門性の実現に向けたスタンダード」に基づき、自身の専門性の実現に向けて目標を設定している。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

栄養教諭は、平成17年4月に教員免許状が制度化されており、学校現場における食育の推進において、重要な役割を担っている。本学大学院学校教育研究科人間発達教育専攻では、家庭分野の教員を配置し、食育に関する授業科目を開講しており、これまで、現職の栄養教諭や栄養教諭一種免許状所有者を学生として受け入れてきた。児童・生徒の食生活を取り巻く環境が大きく変化し、学校現場における食に関する指導の重要性が高まっていることから、現職の栄養教諭や栄養教諭一種免許状所有者からのニーズに応え、食育の一層の推進、充実を図るため、栄養教諭専修免許状の課程認定申請を行うものである。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

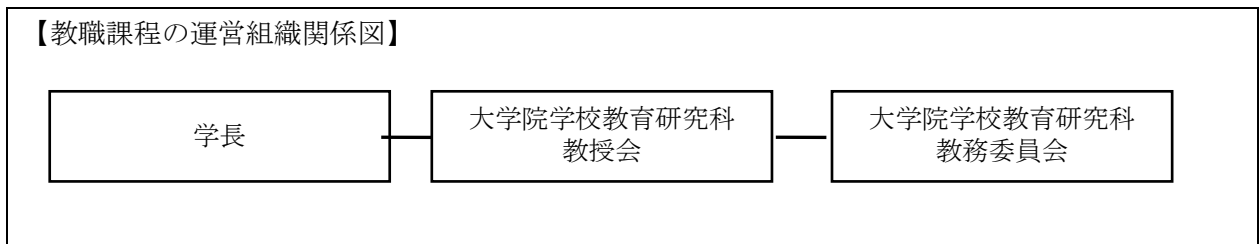
組織名称：	①大学院学校教育研究科教授会
目 的：	大学院学校教育研究科教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることを目的とする。 <審議事項> (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。 (2) 学位の授与に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。 研究科教授会は、上記に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
責 任 者：	学長
構成員（役職・人数）：	(1) 学長 (2) 副学長(非常勤の副学長を除く。) (3) 教授 (4) その他学長が必要と認めた者
運営方法：	年15回開催する。

組織名称：	②大学院学校教育研究科教務委員会
目 的：	大学院学校教育研究科に係る教務に関する重要事項を審議することを目的とする。 <審議事項> (1) 教育課程の編成、改訂及び運用関係に関すること。 (2) 学生の身分の取扱い（賞罰に関するものを除く）に関すること。 (3) 課程の修了の認定に関すること。 (4) その他教務に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること。
責 任 者：	教務委員会委員長（副学長）
構成員（役職・人数）：	(1) 副学長のうち学長が指名した者（1人） (2) 次のアからカまでの区分により、専攻から推薦された者 ア 人間発達教育専攻の教育コミュニケーション、幼年教育・発達支援、学校心理・学校健康教育・発達支援及び臨床心理学のコースに所属する教授、准教授、講師又は助教（各コース1人） イ 人間発達教育専攻芸術表現系教育コースに所属する教授、准教授、講師又は助教（2人） ウ 人間発達教育専攻生活・健康・情報系教育コースに所属する教授、准教授、講師

様式第 7 号イ

又は助教（3 人） エ 特別支援教育専攻の障害科学又は発達障害支援実践のコースに所属する教授，准教授，講師又は助教（1 人） オ 教育実践高度化専攻の学校経営，学校臨床科学，小学校教員養成特別，教育政策リーダー，グローバル化推進教育リーダー及び学校教育のコースに所属する教授，准教授，講師又は助教（各コース 1 人） カ 教育実践高度化専攻の言語系教科マネジメント，社会系教科マネジメント及び理数系教科マネジメントのコースに所属する教授，准教授，講師又は助教（各コース 2 人） (3) 教育実習総合センターから推薦された同センター兼務の教授，准教授，講師又は助教（1 人） (4) その他学長が指名した者
運営方法： 年 1 3 回開催する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

・教育委員会との人事交流の実施 ①兵庫県 平成 30 年度から協定を締結し，毎年度実務家教員を受入れている。（令和 3 年度は 2 名）。 ・「教員養成・研修高度化連携協議会」を主催し，教員養成や教員研修のあり方について広く協議（兵庫県，大阪府，京都府，和歌山県，鳥取県等の教委，県内の小・中・高・校長会長で構成） ・「教員養成・研修高度化連携協議会」に次の部会を設置し，大学院の教育課程の編成や教員研修プログラムの編成，学部と大学院の接続等について広く協議 ①教職大学院教育課程等連携協議部会 （兵庫県，大阪府，京都府，和歌山県，鳥取県等の教委で構成） ②学部・教職大学院接続部会 （近隣の公私立大学の教職課程担当教員で構成） ・「教員育成協議会」に参画 兵庫県・神戸市，鳥取県の教員育成協議会の委員として本学教員 7 名（兵庫県は座長就任）が参画し，教員のライフステージに対応した教員研究の計画・実施に協力。 ・「大学・高等学校教育研究懇談会」を実施

様式第7号イ

兵庫県立学校長協会と「大学・高等学校教育研究懇談会」を毎年実施し、本学の教育研究に係る取組状況や教員採用試験、学生生活、高大連携等について書面により意見交換を実施。 ・ 公立高校と高大連携協定を締結 兵庫県内の教育類型（教員志望の生徒を対象）等を設置する公立高校7校と高大連携協定を締結し、体験授業等を実施。 ・ 卒業生のアンケート調査を実施 毎年度、兵庫県内のほぼ全市町教育委員会等を訪問し、卒業生の勤務状況等のアンケートを実施し、その結果等を踏まえ、就職支援の取組や学部教育課程に反映。
--

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	スクールサポーター
連携先との調整方法：	本学ボランティアステーションのボランティア活動指導員が連絡調整を行う。
具体的な内容：	令和3年度は、神戸市をはじめ兵庫県内13自治体（学部生13・大学院生5）のスクールサポーターとして本学学生87名（学部生60名・大学院生27名）が活動しており（令和4年1月17日時点）、教員になるための実践力を培っている。

取組名称：	不登校児童生徒支援
連携先との調整方法：	本学ボランティアステーションのボランティア活動指導員が連絡調整を行う。
具体的な内容：	本学は、不登校児童生徒の支援に力を入れており、児童生徒やその保護者を大学に招き、学生と交流するなどの取組を行っている。また、各自治体の適応教室や民間のフリースクール、学校に行きづらさを抱えた子どもとその家族を支援する子育て支援団体などに、多くの学生が活動しており、令和3年度は、10自治体（学部生10・大学院生6）において48名（学部生31名・大学院生17名）が活動している（令和4年1月17日現在）。

取組名称：	子ども食堂支援
連携先との調整方法：	本学ボランティアステーションのボランティア活動指導員が連絡調整を行う。
具体的な内容：	“仕事が忙しくてなかなか子どもの夕食を作る時間がとれない” “やむをえず一人や子どもたちだけで夜ご飯を食べている”等の家庭の子どもたちに楽しい食事の場を提供する「子ども食堂」に通う児童生徒に対し、宿題や課題の学習支援活動を毎週土曜日に行っている。令和3年度は、本学学生38名（学部生35名・大学院生3名）が積極的に活動している。

Ⅲ. 教職指導の状況

指導教員が、学生に対して履修指導を行うとともに、修学上の様々な相談等にも応じている。また、学生が教員の研究室を自由に訪問し、学習や学生生活など様々な事柄について相談することができるオフィスアワーも全学的に制度化している。 事務局学務課において、履修相談をはじめ、教員免許状取得に必要な単位修得等の個別相談にも応じている。 さらに、教職キャリア開発センターを配置し、学生への教職を中心とした就職相談、就職に関する指導助言、教員採用試験及び就職ガイダンス・セミナー等に関する業務を行っている。教職キャ

様式第7号イ

リア開発センターでは、教職に関する個別相談に応じており、校長経験者等の教職経験のある教職キャリア開発指導員（4名）を配置して一人ひとりの学生のニーズにあったきめ細かい就職支援を行っている。